

## 2020年までのCDMの利用に関する 京都議定書とマラケシュ合意の分析

地球環境ユニット

小松 潔<sup>1</sup>

はじめに

2011年に開催されたCOP17において、日本は京都議定書第2約束期間における目標設定をしないことが確定的になった。一方で、日本はこれまでの国際交渉の経緯から、2020年に1990年に比べて25%の削減を行う旨を公表しており、2020年以降の新しい国際的枠組みが始まるまでの間も、今後国内で決定される中期目標について、国際的に何らかのpledgeを行うこと(が求められること)も予想される。

京都議定書の第1約束期間終了から、新たな枠組みが2020年から執行される期間において何らかの目標設定や関連するプログラムを実施する場合、現行の京都議定書規則や運用ルール下においてCDMを活用できるかという論点がある。京都議定書の第2約束期間実施に向けた改正を批准しない日本が、2013年以降も、CDMを活用可能とする適格性の条件を満たしているとみなされるのか否か、現時点では様々な見解が示されており、共通の理解は得られていない。この点は日本国内だけではなく、国際交渉のレベルでも同様の状況となっており、2012年11月末に、ドーハで開催されるCMP8における論点の一つとなってきた。また、もし日本がそれらの条件を満たしていないとみなされる場合でも、日本企業が引き続きCDMに関与しうるのか、この点についても様々な見解がある。

このように、2013年以降の日本企業の認められうるCDMの関与の方法に不確実性が残るのは、現状の京都議定書と関連する実施規則は、京都議定書の締約国は全て第2約束期間の改正を批准する前提で策定されており、第2約束期間について京都議定書の締約国でありながら、第2約束期間の改正の批准を拒む国が現れることを想定していなかったためである。そのため、京都議定書から脱退はしないものの、第2約束期間の改正を批准しない日本の企業がCDMにどのような形で関わりうるのか、現状では不確定な部分が多い。

ここでは、京都議定書と関連する実施規則の規定に関する様々な解釈が示される状況が生じ、2013年以降に予想される事態に十分に対応していない現行規則の明確な解釈は、今後の国際交渉に委ねられる流れとなっている。さらに、国際交渉の中では、新たにCDMの利用規制を行うことを提案する国も現れてきており、今後の交渉によっ

---

<sup>1</sup> 地球環境ユニット省エネルギーグループ主任研究員

ては、現行の規則が大幅に変更される可能性も生じている。

本報告書では、まず現行の規則が続いた場合を前提として、どのような解釈がありうるのかを分析する。本報告書が念頭においているのは以下の4つの論点である。

- a. 日本企業が有する CER の繰り越しの可否
  - b. 第2約束期間における日本企業の CDM への参加の可否
  - c. 日本の第1約束期間の遵守への利用の可否
  - d. 2013年～2020年の(国内プログラムにおける)排出目標の達成への利用の可否
- 本報告書では、a から c に関する分析にあたっては、京都議定書の条文と京都議定書の実施規則の規定(主に京都メカニズムの参加資格に関連する規定)を、d に関する分析にあたっては COP17 で採択された決議(IAR に関する規定)を参照する。分析にあたっては以下の点に特に注目する。

- ① 2012年で第1約束期間は終了するが、その後、年次目録報告書の審査などによって2015年秋ごろまで第1約束期間の追加期間(グレース・ペリオド)が設けられている。この追加期間中と、追加期間終了後では日本企業に認められうる CDM への関与の方法が変わる可能性もあることから、本調査では、その点にも留意をしながら検討を行う。
- ② また、b については日本企業が日本政府からの政府承認を取得した上で、CDM に参加する場合と、日本企業が日本の登録簿の口座を利用して海外の登録簿との間で CER の移転を行う場合を想定し検討を行う。
- ③ さらに、海外の登録簿の中では、自国外の企業や個人に登録簿の開設を認めているものもあることから、それらの海外の登録簿を日本企業が利用した場合について検討を行う。

さらに、上記のように2013年以降の CDM の利用については、既存の規則の中では、想定されていなかったものであることから、現行の規則の分析作業以外にも CDM に精通する専門家などにこれまでに定められた規則の解釈についてのヒアリングを行うとともに、国際交渉の動向について情報を収集した。

このような現行の規則の分析と専門家などへのヒアリングを踏まえて、今後の交渉方針について検討を行う。その上で、最後に2013年以降の日本企業の CDM の利用方法について検討を加えることとする。

なお、これらの分析は、現行の規則と報告書執筆時(2012年6月時点)に得られた情報を踏まえたものであるため、今後、これらの規定や決議が改正された場合は、本調査の調査結果とは、異なる対応が求められる可能性がある点には留意が必要である。

## 1. 2013年以降のCDMの参加資格に関する検討

ここでは2013年以降のCDMの参加資格に関する京都議定書とその実施規則に関する検討を行う。ここでは、関連する規定の分析と同時に専門家などへのヒアリング結果を踏まえて検討を行う。既に述べたように、第2約束期間の改正議定書を京都議定書の一部の締約国が批准しないことは想定されていなかったため、既存の条文の分析だけでは、十分に対応できない部分があるためである。

### (1) 日本企業が有するCERの繰り越しの可否

現行の京都議定書とその実施規則の中では、2015年の第1約束期間の追加期間が終了するまでは、第1約束期間の遵守のためにも、2012年末までに発行されたCERの保有が必要とされることから、追加期間終了までは、2012年末までと同様にCERの保有が認められる。

同様に、第1約束期間の追加期間が終了する2015年以降、京都議定書の第2約束期間の改正を批准しない国の登録簿内のCERの取り消しなどは求められていない。そのため、日本国政府が、登録簿を維持し続ける限りは、日本の登録簿内にCERは存在し続けることになる。

ただし、2015年秋以降については13/CMP.1 Annex para15(b)で示された繰り越し制限の範囲内でしか繰り越しは認められない可能性がある。

*Para15 第1約束期間の目標を達成するための追加期間が終了した後、そして下記のパラグラフ62に示されている最終取りまとめ結果とアカウントングレポートにおいて、上記パラグラフ13に従って締約国によって償却されたERU,CER,AAUならびに/あるいはRMUの数量と、当該約束期間の京都議定書附属書Aに記載されている温室効果ガスの二酸化炭素に換算した人為的な排出量と、最低でも同等である場合に、締約国は次期約束期間に以下のように繰り越すことができる。*

*(略)*

- (b) 当該約束期間において償却あるいは取消されずに国別登録簿に保有されている全てのCERのうち、3条7項及び8項に基づいた当該締約国の算定割当量の最大で2.5%まで(IEEJ訳)*

13/CMP.1は、第2約束期間以降への繰り越しに関する制限であるため、第2約束期間の改正を批准しない国にも同様の制限が課せられるか疑問は残るが、追加期間終了後も、日本国内の登録簿でCERを保有し続ける際には、同様の制限を課すよう求められる可能性はある。

この規定では、繰り越しができるのは京都議定書3条7項、8項を踏まえて発行されたAAUの2.5%の相当量を上限とする、とされていることから、日本の登録簿において繰り越しを行う場合は、5,928,257,666トンの2.5%(148,206,442トン)の繰り越しが認められうる。また、日本以外の国の登録簿の口座においてCERを保有する場合についても、同様に各国に設定されている繰り越し制限の範囲内で繰り越しが認められることになる。

2012年末までに発行されたCERについて、2013年以降も日本国内の登録簿に保有し続けることについて否定的な見解は専門家などへのヒアリングの中では示されなかった。

## (2)第2約束期間における日本の企業のCDMへの参加の可否

それでは、2013年以降の日本政府・企業がCDMにどのような関与ができるのだろうか。CDMに参加する主要な目的はCERを取得することであるが、取得方法は様々なものがある。一つの方法は、CDMプロジェクトにプロジェクト参加者として関わりCDM理事会によって発行されたCERをCDM登録簿から引き渡しを受けるものであり、もう一つはプロジェクト参加者とはならず発行済みのCERを保有する他の企業から取引によって取得するものである。ここでは前者を原始取得と呼び、後者をCER取引への参加とする。ここではまず、CDMの参加に関する二つの側面、CERの原始取得とCER取引への参加について分析を行う。その上で、追加期間におけるCERの原始取得とCER取引の参加とともに、海外における登録簿を活用した場合について検討する。

### ①CERの原始取得に関する解釈

UNFCCC事務局が、2010年にまとめた2013年以降、第2約束期間の発効が遅れた場合に生じる法的な問題について分析した技術文書(以下、覚書)では、第1約束期間の追加期間が終了した後に第2約束期間実施に向けた議定書が発効していない場合に、CDMが継続して実施されうるのかどうかについて、法的な観点から分析している。この中では、CDMについて定めた京都議定書12条2項の規定について、二つの解釈がありうるとされている。

12条2項 低排出型の開発の制度は、附属書Iに掲げる締約国以外の締約国が持続可能な開発を達成し及び条約の究極的な目的に貢献することを支援すること並びに附属書Iに掲げる締約国が第三条の規定に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の遵守を達成することを支援することを目的とする(日本政府訳)。

このように12条2項では、CDMの目的として二つの目的、一つは非附属書I国における“持続可能な開発を達成することを支援すること”であり、二つ目として附属書I国に課された京都議定書第3条の排出目標の“遵守を達成すること”が示されている。

覚書では、この規定から、次のような解釈がありうると指摘している。一つは、CDM利用の前提として、12条2項で示された「二つの目的を両方とも満たさなければならない」と解釈する立場(解釈①)であり、もう一つは「二つの目的のうち一つの目的を満たすことで十分」と解釈する立場(解釈②)である。

前者の場合には、2013年1月1日時点で第2約束期間の改正議定書が発効していない場合、新たなCDMの有効化や登録、CER発行は認められなくなる可能性を指摘している。一方、後者の場合には、2013年1月1日時点で第2約束期間の改正議定書の発効が遅れた場合でも、CDMの有効化や登録、CERの発行は認められる。

#### i) CERの原始取得が認められないとする立場

この覚書の分析は、京都議定書の第2約束期間の発効が遅れた場合、つまり法的拘束力を有する排出目標が2013年以降、存在しない場合の分析であるが、京都議定書の第2約束期間の改正を批准しない日本も、同様に2013年以降、法的拘束力を有する排出目標が存在しないことから、覚書で示された問題に直面しうる。そのため、解釈①が取られた場合は、2013年以降、日本企業が日本政府から政府承認を取得してCDMプロジェクトに参加することも認められず、CERの原始取得も認められない。

ただし、京都議定書の実施規則を見ると、2013年以降、日本のCDM登録申請が、どのような根拠で却下されうるか疑問が残る。後述するように、実施規則の中で、CDM登録申請に際して排出目標の設定が条件とされていないため、京都議定書の締約国であり続ける限り、登録申請やCERの発行申請手続きが認められる可能性がある。そのため、この解釈をとる場合、実施規則の運用の変更や実施規則の改正が行われる可能性がある。

#### ii) 原始取得は認められるとする立場

覚書の中では、全ての目的を満たすことを条件としない解釈②もありうると指摘されている。この解釈を取るならば(非附属書I国の持続可能な発展に貢献することだけを満たせば良いとした場合)、2013年以降、新たなCDMの有効化や登録、CER発行も可能との考え方もありうると指摘している<sup>2</sup>。

<sup>2</sup> この解釈を採用した場合でも、現行のマラケシュ合意では、新規植林・再植林CDMに関しては、第1約束期間の規則しか定めていないため、2013年以降の役割と手続きに関する新たな決議が必要になる、と覚書では指摘している。しかし、その後のダーバンで開催されたCOP17において新規植林・再植林CDMの第2約束期間も実施されることが決まった。ほとんど規則は、これまでに合意されたものを踏まえることとされているが、持続性に関しては、将来、採択される決議に従うとされている。

このように二つの目的のうち一つの目的を満たすだけで CDM の利用を認めることも可能であるとの解釈を採用する場合、第 2 約束期間の排出目標を持たない日本政府と日本企業が、2013 年以降、新たな CDM の開発に参加し、CER を原始取得することも認められる余地が残る。

また、京都議定書の実施規則を踏まえると、2013 年以降、日本が第 2 約束期間に関する改正議定書を批准していない場合でも、CDM プロジェクトへの参加は認められる。CDM プロジェクトの有効化審査に関して定めた 3/CMP.1 Annex para 37 では、次のような規定が置かれている。

*para 37* プロジェクト参加者によって選ばれ、契約に基づいてプロジェクト活動を有効化する指定運営機関(DOE)は、PDD 及びその他の補足文書を以下の条件を満たしているか確認する。

(a) 上記 *para 28~30* で設けられた参加条件を満たしていること(IEEJ 訳)

この paragraph 28~30 で示されている参加条件とは、CDM プロジェクトへの参加が自主的なものであること(paragraph 28)、CDM に参加している締約国が、CDM に関する国家指定機関(DNA)を設けていること(paragraph 29)、附属書 I に属さない国は京都議定書に加盟している場合に CDM プロジェクトに参加することができること(paragraph 30)となっており、特に排出目標の設定は求められていない。

さらに、CDM 理事会による登録審査では、DOE が有効化審査の際に求められている項目を審査したか否かが審査されるため、ここでも京都メカニズム参加資格は審査されない。また、CER の発行申請手続きでも、排出目標の有無は審査されない。CER の発行申請手続きについても同様に排出目標の設定については条件付けられていない<sup>3</sup>。そのため、現行規定のままであれば、CER の発行申請も認められることになる。

ただし、今後の交渉で締約国が前節の解釈①をとることを合意すれば、これらの規則は改正される可能性もある。

## ②CER 取引への参加に関する解釈

### i) CER 取引への参加が認められないとする立場

CER 取引への参加については京都議定書 17 条のもとで認められている京都クレジット(AAU、ERU、CER、RMU)を他の国の登録簿との間で移転・取得する国際排出量

<sup>3</sup> CER の発行申請手続きを 3/CMP.1 Annex para 64 では以下のように規定されている。

*para 64* (略)再審査は(CER 発行申請の)虚偽、違法行為あるいはDOE の無資格に限定して行われる(略)。

取引(IET)の一環として行われるが、17条の規定は排出目標の設定が条件付けられていない。

17条 締約国会議は、排出量取引(特にその検証、報告及び責任)に関する原則、方法、規則及び指針を定める。附属書Bに掲げる締約国は、第三条の規定に基づく約束を履行するため、排出量取引に参加することができる。排出量取引は、同条の規定に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束を履行するための国内の行動に対して補足的なものとする(日本政府訳)。

そのため、覚書におけるIETに関する分析でも、第2約束期間を実施するための改正議定書の発効が遅れた場合に、2013年以降、附属書I国にIETへの参加が認められるか否かは、現時点では明らかになっていない、としている。無論、改正議定書の発効が遅延してAAUの発行が遅れれば、取引されるAAUは存在しなくなる。また、CDMについても、もし前節の解釈①とられた場合は、2013年以降にCERは発行されないことから、第1約束期間から繰り越されたCERを除けば、取引されるCERは存在しないことになる。もし前節の解釈②をとった場合には、2013年以降もCERは発行されることになるが、IETのもとで取引が認められうるか、現時点では明らかではない。

この一方で、京都議定書の実施規則として採択された決議3/CMP.1Annex para31を踏まえて京都メカニズムの参加資格を満たせなくなる可能性があるとの見解(解釈③)もある。

第2約束期間の改正議定書を批准しないことによって、第2約束期間のAAUが発行されなくなるために、(b)および(f)を満たせなくなる可能性もあるためである(表1参照)<sup>4</sup>。これにより、国がIETの参加資格を満たせない場合は、その国の企業も京都クレジットの移転と取得が行うことができない<sup>5</sup>。

---

<sup>4</sup> AAUが発行されないことで、7条1項が求める報告事項「3条の規定の遵守を確保するために必要な補足的な情報」が提供できなくなり、7条4項と関連するガイドラインを踏まえたAAUの勘定ができなくなる。高村ゆかり，“京都議定書第2約束期間に排出目標を設定しないことの法的含意”，IGES THE CLIMATE EDGE 2011 参照

<sup>5</sup> なお、CDMの参加資格を定めた3/CMP.1Annex para33においても、民間企業のCERの移転と取得について以下のような規定がなされている。

Para 33 12条に規定されたプロジェクトへの民間及び／あるいは公的主体による参加を認可した締約国は、京都議定書の下での義務を満たすとともに、それらの主体の参加が、本附属書(3/CMP.1 Annex)の規定と一致することを保証しなければならない。民間及び／あるいは公的主体は、認可する締約国が、その時点で認可する適格性を満たす場合にのみ、CERの移転と取引を行うことができる。

表 1. 京都メカニズムの参加資格

(a).	京都議定書の加盟国であること。
(b).	3条7および8に基づく割当量(AAU)が決議13/CMP.1に基き算定・記録されていること <sup>6</sup> 。
(c).	5条1と関連するガイドラインに基づくGHGの排出量及び吸収量の算定を行う国内システムの整備。
(d).	7条4と関連するガイドラインに基づく国別登録簿の整備。
(e).	5条2および7条1と同条のもとで決定されるガイドラインに基づく国家目録報告書と共通報告書様式を含む最新の排出量・吸収量目録を提出すること。
(f).	7条1と関連するガイドラインの要件に基づいてAAUに関する補足情報を提出するとともに、7条4と関連するガイドラインの要件に基づいて3条7および8に従い、AAU3条3および4の下で実施される活動を含んだ上でAAUを勘定すること。

\*決議3/CMP.1に基きIEEJ作成。

11/CMP.1 Annex Para 5 (略) 17条の下で法的主体による移転及び/あるいは取得を認可した締約国は、京都議定書の下での義務を満たすとともに、それらの主体による参加が、本附属書の規定と一致することを保証しなければならない。認可する締約国が、適格性を満たさない場合あるいは停止されている場合、法的主体は移転と取得を行うことが出来ない。(IEEJ 訳)

そのため、もし日本が国として参加資格を満たせない場合は、日本企業が日本の登録簿を利用して CER の移転・取得を行うことは認められない。ただし、この解釈では CDM の参加資格が停止されることが前提となっているが、どのような審査手続きを経た上で停止されるか必ずしも明確ではない。

予想される審査手続きは、2013年1月1日以降、日本にAAUが発行されていないことに基づいてIETの参加資格を満たしていないと日本以外の京都議定書締約国から遵守委員会に付託が行われ、審査手続きが実施されることである<sup>7</sup>。この審査手続きのもとで、どのような結論となるか様々な可能性があり、遵守委員会では判断が留保され、締約国会議に判断が委ねられる可能性も否定できない。この最後の場合は、各国の利害が対立する中で判断されることになるため、結果については予断を許さない。

<sup>6</sup> 13/CMP1 Annex para23 において“その約束期間に行われる全ての取引に先立って、締約国は3条7および8を踏まえてAAUを発行しなければならない”とされている。この規定は、直接的にはCDMの参加資格とは関係ないが、CDMの参加資格を考慮する場合の判断材料となりうる。

<sup>7</sup> 遵守委員会における手続きの開始については、27/CMP.1の第VI部に以下のように定められている。

委員会は、事務局を通じて、報告書の対象となる締約国の書面による意見を付した、議定書第8条に基づく専門家検討チームの報告書に示された実施に基づく問題、又は次のものにより付託される問題を受領する。

- (a) 自らの実施が問題になるいずれかの締約国、又は
- (b) 確証的情報により支持され、他の締約国の実施を問題にするいずれかの締約国



ii) CER 取引への参加が認められうるとする立場

第2約束期間のAAUが発行されていない場合でも、CDMの参加資格を満たしていると思なされるとする立場もある。表1の参加資格で示されている「b 3条7および8に基づく割当量(AAU)が決議13/CMP.1に基き算定・記録されていること。」で参照されている3条7では以下のように規定されている。

3条7項 附属書Iに掲げる締約国の割当量は、排出の抑制及び削減に関する数量化された約束に係る一回目の期間(二千八年から二千十二年まで)においては、千九百九十年又は5の規定に従って決定される基準となる年若しくは期間における附属書Aに掲げる温室効果ガスの二酸化炭素に換算した人為的な排出量の合計に附属書Bに記載する百分率を乗じたものに五を乗じて得た値に等しいものとする。(略)(日本政府訳)

つまり、3条7項では、第1約束期間のAAUの発行量が定められているだけであり、さらに3条8項では3条7項の算定を行うための基準年の選択方法が規定されているに過ぎない。そのため表1のbで求められている条件は、第1約束期間のAAUを発行したことで、既に満たしているとも見なしうる。

京都議定書の第2約束期間を実施するためには、これらの第1約束期間のみを示している規定を改正する必要があるが、今後、改正作業が行われることになっている<sup>8</sup>。ただし、一般的に国際条約では、条約が改正された場合、改めて批准手続きを経た上で条約としての効力が発生するが、その効力が発生するのは批准した国のみであり、改正条約を批准しない国については、改正前の条約が適用される<sup>9</sup>。

京都議定書でも、同様の手続きがとられるため、第2約束期間の改正を批准しない日本については、改正される前の現行の京都議定書の規定が2013年以降、追加期間が終了する2015年以降も含めて適用されることになる。2013年以降のCDM参加資格及びIETの参加資格を判断する場合には、現行の京都議定書の規定を参照せざるをえず、結果として、参加資格を満たしていると思なすことができる。

ただし、2013年以降に発行されたCERについては、CER取引への参加が認められ

<sup>8</sup> ダーバンにおいて合意された会3条7項の改正案は以下のようにになっている。

附属書Iに掲げる締約国の割当量は、排出の抑制及び削減に関する数量化された約束に係る2回目の期間、2013年から[2017年]、[2020年]までにおいては、1990年又は5の規定に従って決定される基準となる年若しくは期間における附属書Aに掲げる温室効果ガスの二酸化炭素に換算した人為的な排出量の合計に附属書Bの表の3番目の項目に記載する百分率を乗じたものに[5]、[8]を乗じて得た値に等しいものとする。土地利用の変化及び林業が1990年において温室効果ガスの排出の純発生源を成す附属書Iに掲げる締約国は、自国の割当量を算定するため、1990年又は基準となる年若しくは期間における排出量に、土地利用の変化に起因する1990年における二酸化炭素に換算した発生源による人為的な排出量の合計であって吸収源による除去量を減じたものを含める。

<sup>9</sup> 国際条約の一般的な手続きを定めたウィーン条約法条約の40条4項、30条4項bにおいて改正された条約を批准しない国に適用される条約が規定されている。

るか否かは不確実な部分が残る。前節の解釈①のように、第2約束期間の排出目標を持たない日本が、第2約束期間中に発行された CER を保有する意味がないと見なされる可能性もあるためである。

無論、その他の条件として示されている年次目録報告書の提出などが行われていることを前提としており、2013年以降、日本が年次目録報告書の提出などを行わない場合は、京都メカニズムの参加資格を満たせなくなる可能性は残っている。

### ③追加期間における CER の原始取得、CER 取引への参加について

覚書では、第1約束期間の追加期間が終了するまでは、第1約束期間の目標を達成するための CER など京都クレジットの移転と取得が認められる、との立場を示している<sup>10</sup>。覚書の中で示されたように、2013年以降、排出目標達成義務を持たない附属書 I 国の CER の原始取得については二つの解釈があり、現状では各国の合意は得られていない。そのため、第1約束期間の追加期間中については、2013年以降に発行される CER の原始取得が認められない可能性が残っている。

2012年までに発行された CER 取引の参加については認められる可能性はあるが、一方で、解釈③のように AAU の未発行をもって京都メカニズムの参加資格を満たせなくなると解釈すると、2013年以降、たとえ追加期間であっても、京都メカニズムの参加資格を満たせないと見なされる可能性は残っている。

この場合でも、どのような審査手続きによって判断がなされるか現時点では明らかではない。可能性としては、上述のように遵守委員会における審査手続きが開始され、京都メカニズムの参加資格が停止される審査手続きが考えられる。政治的な判断が求められることから、京都議定書の締約国会合の判断に委ねられる可能性もある。

これまでに参加資格が停止された国は、そのほとんどが京都議定書 8 条で求められている専門家チームによる審査結果を踏まえたものである<sup>11</sup>。また、2015年までは、専門家チームが審査する報告書は2012年までに京都議定書締約国から提出されたものであり、ここまでは第1約束期間の AAU が発行されている前提で専門家チームからの審査がなされることになる。そのため追加期間中に関しては、第2約束期間の AAU が

<sup>10</sup> Legal consideration relating to a possible gap between the first and subsequent commitment periods Note by the secretariat (FCCC/KP/AWG/2010/10) para31 参照

<sup>11</sup> また、京都議定書の 8 条 1 項において以下のように規定されている。

附属書 I に掲げる締約国が前条の規定に基づいて提出する情報は、締約国会議の関連する決定に従い、かつ、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が4の規定に基づいて採択する指針に従い、専門家検討チームによって検討される。附属書 I に掲げる締約国が前条1の規定に基づいて提出する情報は、排出の目録及び割当量に関する毎年の取りまとめ及び計算の一部として検討される。さらに、附属書 I に掲げる締約国が前条2の規定に基づいて提出する情報は、専門家検討チームが行う情報の検討の一部として検討される。

未発行であることを理由に、専門家チームによる審査報告書に基づいた参加資格停止手続きが実施されることはない。

しかし、他の締約国からの付託によって資格停止に関連する手続きが開始された場合は、どのような結論となるか現状では予想できない。ただ注意が必要なのは、現状ではたとえ第2約束期間に係る改正議定書を批准する意向を示しているEUでも、2013年1月1日時点でAAUが発行される可能性は極めて低い点である。そのため、もしAAUの未発行をもって追加期間における京都メカニズムの参加資格も認められなければ、ほぼ全ての取引が停止される期間が生じることから、遵守委員会においても慎重な判断がなされるものと予想される。

しかし、2015年の追加期間終了後については、第2約束期間の排出目標を設定していない日本に対してIETの参加資格が認められるか否かは不確実な部分が多い。

#### ④海外の登録簿を利用したCERの原始取得、CER取引への参加

ここまでは、日本政府から政府承認(Letter of Approval、以下LOA)を取得した上でCDMプロジェクトに参加し、日本の登録簿を利用してCERの移転および取得を行うことを前提に検討を進めてきたが、ここでは、海外の登録簿の活用の可能性について検討する。海外の登録簿の中には、外国の法人や自然人に口座を開設することを認めているものもある。現時点で確認できているのは、スイス、イギリス、ニュージーランドの三ヶ国である。

これらの国では、海外の企業でも所定の手続きを経ることで口座開設が可能であり、これらの口座にCERを保有することができる。特に、第2約束期間に係る改正議定書を批准する可能性が高いイギリス、スイスに保有口座を開設し、CERを事前に移転させておけば、2013年以降、日本がCDMの参加資格を満たせないと見なされた場合でも、これらの国の登録簿を利用して、第2約束期間の改正議定書の締約国となった他の附属書I国の登録簿との間でのCER取引に参加することが可能である。

EUでは、EU ETSの第3フェーズの実施や航空業界への規制拡大にあわせて、2012年6月20日から、各国の個別の登録簿からEUで統一された単一の登録簿EU登録簿に移行した。このEU登録簿の中には、これまでに各国の登録簿に開設された口座は、そのままEU登録簿に移行されており、EU登録簿に移行後も、口座開設にあたっては、各国が認めれば、海外の法人でも口座を開設することも可能である。イギリスでは、この中にEU域外の企業などが開設した口座も含まれており、さらにイギリス政府は今後も海外からの口座開設を認める方針を示している。

スイスでは、登録済みのプロジェクトについてはLOAを海外の企業にも発行している。そのため、解釈①がとられる場合でも、スイス政府からのLOAを取得して、CDMプロジ

ェクトの参加者となることは可能である<sup>12</sup>。ただしスイスでは、LOA を発行するプロジェクト種別に一部制限があり、大規模水力や石炭火力発電所、新規植林／再植林プロジェクトについては LOA の発行にあたって規制が課せられている<sup>13</sup>。

このように海外の登録簿を活用して CER の移転と取得を行うことは可能であるが、一方で、第 1 約束期間の遵守には活用できない問題も残る。現行の規則では、日本の遵守に活用するためには、日本の国内の登録簿で償却手続きを経る必要があるためである。ただし、2020 年までの排出目標については、その達成手段として利用が認められる可能性は残っている(詳細は後述)。

### (3)日本の第1約束期間目標遵守への利用可否

覚書では 2013 年 1 月 1 日以降、追加期間中は、たとえ第 2 約束期間の京都議定書が発効していない場合でも、2012 年までに発行された CER の移転と取得は認められる、とされている。このことは第 2 約束期間に係る改正議定書を批准しない日本においても、第 1 約束期間の目標達成のための CER などの移転と取得、それらを遵守に利用することが認められることを示しているとも言える。

一方、解釈③で示したように AAU が未発行であることを理由として京都メカニズムの参加資格を認めない場合は、若干状況が異なる。この場合、第 2 約束期間の AAU の未発行をもって、CDM の参加が認められないとする解釈であるためである。しかし、この場合でも、以下の様ないくつかの考え方があ

一つには、第 1 約束期間の追加期間が終了するまでは、第 1 約束期間の AAU 発行をもって CDM の参加資格を満たしているとする考え方であり、もう一つは追加期間に第 2 約束期間の AAU が未発行であることから CDM 参加資格を満たさないと見なされる可能性があるとする考え方である。

前者の場合は、CER を遵守に利用することは認められる可能性があるが、後者の場合は、CER を遵守に利用できない可能性がある。その理由は、京都議定書の実施規則において CDM の参加資格を示した 3/CMP.1 Annex para31 の冒頭において、以下のように規定されているためである。

*para 31 (略)以下の資格要件を遵守している場合、附属書 B に規定されている約束を有する附属書 I 国は、3 条 1 項のもとでの約束の一部の遵守に貢献するために関連する規定に基づいて発行された CER を利用する資格がある。(IEEJ 訳)*

<sup>12</sup> この場合、登録手続きにおいては先進国からの参加者がいないユニラテラルプロジェクトとして登録し、登録後、スイス政府から LOA を取得して、プロジェクト参加者として CDM 理事会に報告することになる。

<sup>13</sup> たとえば大規模水力プロジェクトへの LOA 発行にあたっては、申請者には世界ダム委員会が示したガイドラインを配慮したことを説明することが求められる。

このことから、もし追加期間においても第2約束期間のAAUが発行されていないことからCDMの参加資格が認められないとするならば、同時にCERを第1約束期間の遵守に利用することも認められなくなる可能性がある。

ただし、専門家などへのヒアリングの中では国際交渉に参加している各国の担当者は、追加期間については第1約束期間のAAU発行によってCDM参加資格を満たすと認識しているとの指摘があった。また、上記のように覚書の中でも追加期間における京都メカニズムの参加資格は認められるとの前提で記述されている。

一方、解釈③がとられた場合、追加期間中であっても、AAUが未発行であることに基づいてCDMの参加資格を満たさないとみなされる可能性もある。これは、UNFCCCの事務局や国際交渉に参加している各国の担当者の認識と大きく異なるが、現状では明確な規則が示されておらず、このような事態となる可能性があることは否定できない。

しかし、既に述べたように、追加期間においてAAUが未発行であることでCDMの参加資格を停止した場合は、EUを含めた改正議定書の批准を予定している国に対しても参加資格が停止する期間が発生する可能性があるなど、その影響は甚大であることから、遵守委員会や締約国会合などでは慎重な判断がなされるものと思われる。

#### (4)2013年～2020年の排出目標の達成への利用の可否

第2約束期間の改正議定書を日本は批准しないものの、気候変動枠組み条約(以下、条約)のもとで2010年に合意されたカンクン合意では日本の2020年の排出目標が示されている。ここでは、このカンクン合意に示された排出目標の達成に日本がCDMを利用可能かどうか検討する。

京都議定書と異なり、カンクン合意のもとでの排出目標の達成方法は、その確認の方法についての規則は条約のもとで決議が採択されている。後述するようにダーバンで開催されたCOP17において、幾つかの重要な決議が採択されたものの、今後の交渉によって新たな規則が採択される可能性が残っている。そのため、既存の規則に関する分析以外に、現在の国際動向を踏まえた、今後、予想される動きなどにも注意を払う必要がある。ここでは既に条約のもとで採択されたカンクン合意の実施に関連する決議について分析するとともに、今後の国際交渉の動向について行った専門家などへのヒアリング結果を踏まえて検討を行う。

#### ①ダーバン合意に含まれている関連事項

既に述べたようにカンクン合意に含まれている2020年の排出目標は条約のもとで実施されるため、京都議定書とは異なる手続きが採用される点に注意が必要である。ダーバンで開催されたCOP17では、カンクン合意の中で先進国から示された排出目標を審査するために必要とされる様々な手続きについての文書が条約の決議として採択さ

れた。

COP17 では、先進国に関する排出削減に向けた取り組みの進捗状況を報告する隔年報告書作成に関するガイドラインが採択されるとともに、隔年報告書で提供された情報を踏まえて行われる国際的な評価と審査(International Assessment and Review: IAR)に関する手続きも採択されたが、これらの手続きにおいて CER の利用の余地が残されている。

例えば隔年報告書においては、排出目標の基準年、対象ガスや産業分野などともに、国際的な市場メカニズムの利用についても報告することが求められている(Decision 2CP/.17 Annex I para 5)。また、IAR において行われる多国間評価において、各国が排出目標の達成に利用した市場メカニズムについても評価されることになっている(Decision 2CP/.17 Annex II para 8)。

これらの手続きでは、京都議定書のように目標達成のために厳密な手続きが定められているわけではなく、その達成方法は、各国に幅広い裁量を与えられている<sup>14</sup>。

## ②国の排出目標への利用

これらの既に採択された手続きを踏まえると、日本が国として 2020 年の排出目標の達成に、CER を利用することが明確に否定されてはいない。そのため、様々な考え方がありうる。専門家などへのヒアリング結果では、CER の利用について合理的に説明することを条件として CER 利用の余地が残っているとの見解が示された。例えば日本の登録簿の中で取消しや、海外の登録簿の口座の中での取消しにより排出目標を達成したと見なすものである。

その一方で認められうる余地が少ないとの見解もあった。この場合、京都議定書の第 2 約束期間の目標を設定していない日本が CER を活用することに対して、条約のもとの目標に対して利用することに否定的な見解が示される可能性もあることや、二国間オフセットクレジットなど独自の取組みを実施していることから、CER を利用する合理的な理由を説明するのが困難との考え方である。

このように様々な見解がありうるのは、カンクン合意は自主的な目標であり、国際法上の義務ではないことから、京都議定書のもとで設定されるような排出目標の遵守に関する厳密な審査手続きは必要とされず、各国に幅広い裁量認められていることも、一つの理由となっている。さらに、現時点では排出目標達成を管理するアカウンティングの規則も整備されていないことも原因となっている。

ただし、2020 年までの条約のもとの取組みを議論している AWG-LCA の論点の中

---

<sup>14</sup> 現在、隔年報告書の共通様式について科学上及び技術上の助言に関する補助機関(SBSTA)において検討されている。この中では京都議定書と同様の様式とともに、より簡易な様式まで様々な選択肢が示されている。しかし、いまだに合意には至っておらず、今後の検討課題として交渉が継続されている。

でも、アカウンティング規則の設定については、各国がその必要性を認めている数少ない論点であり、今後、なんらかの規則が採択される可能性がある。もし、今後、交渉が進みアカウンティングの規則が定められた場合は、それに従う必要があるが、この中で CER を排出目標の達成に利用することが認められるか否か現時点では定かではない。最終的には、このような今後、採択されうる規則によって2020年のカンクン合意のもとでの排出目標の達成に CER が利用の可否が決められることから、今後の条約の下での議論の推移を注意深く見守っている必要がある。

### ③企業の低炭素社会行動計画の目標達成手段

現時点では、2020年に向けた国内の地球温暖化政策は明確になっていないが、国の排出目標とは別に、企業が自主的に排出目標を立て、その目標達成のために CER を利用することは、仮に国際ルール上で CER の活用に制限が加えられなければ、認められる(選択される)可能性がある。例えば、日本の登録簿の中で CER の取消しを行うことで目標の達成に利用したと見なすことや、外国政府との調整の上で海外の登録簿の中で CER の取消しを行い目標の達成に利用したと見なすことなどの可能性がある。

ただし、日本の排出目標達成に企業の自主的な取組みを反映させるか否か、また仮に反映させるためには、そのための具体的な制度を構築する必要がある。

企業の自主的な活用の可能性を左右するのは、前述してきた国際的な動向に他ならない。日本政府の政策は条約における議論から大きな影響をうけるため、国際交渉において2020年までの排出目標に日本が国として CER を利用できるかが重要であり、企業にとって現時点での大きなリスクとなる。

既に述べたように、アカウンティングに関しては条約のもとで、何らかの規則が合意される可能性もあり、その場合、排出目標の達成にあたっては合意されたアカウンティング規則に則る必要がある。しかし、現状では、交渉開始の必要性が認識されている状況にとどまっており、どのようなアカウンティング規則となるか、CER 利用の可否も含めて予想が難しい。また、将来の日本国内の地球温暖化対策によって、企業に求められる対策も異なったものになることから、2020年までの間に日本企業による CER 利用が認められるのか、今後の日本国内における政策動向と、それ影響を与える国際動向によって大きく変わることになる。

## 2.国際交渉への影響に関する考察

### (1)国際交渉の状況

2013年1月1日以降の CER 原始取得については、これまでの交渉では不確実な状況が生じてきている。一部の途上国(AOSIS、ナイジェリア、Brazil が G77+China を

代表)が、2013年1月1日以降、第2約束期間に係る改正議定書を批准しない国について、原始取得を認めるべきではないと主張し始めている。2012年5月のボンにおける補助機関会合で議論が開始され、ドーハでの交渉の論点の一つとなりつつある。

ボンの補助機関会合では、日本政府は、「開放的な形」で対応するべきと主張した。また、豪州、ニュージーランドは、改正議定書を批准するかどうか、いまだに明確な方針を示していないことから、現時点の交渉では日本と同じ立場をとっている。5月の補助機関会合においても、2013年以降のCDMについて豪州は「幅広い参加」、ニュージーランドは「全ての(京都議定書)加盟国の参加」を求め、日本と同様な主張をおこなった。

AAUが発行されないことを基にCDMの参加資格が認めないとする立場をとる場合、現時点ではEUも、日本などと同様に、CDMの参加資格が認められなくなる可能性もある。しかし、補助機関会合においてEUは、政治的な論点として議論されていることに懸念を表明するとともに、2013年以降、CDMが継続的に利用されるようにすべき、との見解を示すに留まっている。

途上国は、既に述べたように現時点では強硬な姿勢を見せている。例えばナイジェリアは、これまでのCDMによる貢献などを強調した日本のコメントに対して、アフリカではCDMからの便益を受けていないと反論し、好意的とは言えない姿勢を示している。途上国が強硬な姿勢をとる背景には、今後の交渉の主導権を得ることを目的としていると考えられる。特に、CDMの取り扱いを通じて日本などに目標設定を促すと同時に、第2約束期間における規則を途上国にとって有利な内容とすることを意図していると思われる。ただし、途上国も一枚岩とは言えず、今後の交渉の中で、途上国の中でも立場が分かれてくる可能性がある。特に、2013年以降の予想されているCERの需要は、予想されている供給量を大幅に下回ることから、CERの需要の減少は、途上国にとっても利益にはならないためである<sup>15</sup>。

本稿執筆時点では、まだ詳細な検討作業に入っていないが、今後の交渉の中でより細かい点について検討が行われていくものと思われる。その中で懸念されることは、ドーハにおいて何の合意も得られない可能性があることである。その場合、2013年1月1日以降の原始取得に関する規則が不明確なまま2012年を終えることになり、CDM理事会における登録手続きなどの判断に大きな影響を与える可能性がある。

例えば、政治的な対立を理由に2013年1月1日以降の登録手続きにおいて、CDM理事会が登録申請を、従前と同様に処理せずに登録の可否などを留保しCMPの指示を仰ぐシナリオも考えられる。これにより、日本の参加するCDMプロジェクトからCER

---

<sup>15</sup> 2012年6月に発表された世界銀行のState and Trends of the Carbon Market 2012では2013年から2020年までに予想されるCERの需要と供給を示している。需要は世界銀行が試算したもので最大でも27億トン程度とされている。その一方で、市場調査会社や金融機関などが予想するCER供給量は63億トンから36億トンとなっており、CERの需要が供給量を大幅に下回っている。



が発行されない、登録が認められないなどの事態に至る可能性も否定できない。

また、2020年の排出目標へのCERの利用が認められない可能性が残っている。特に、日本が2020年の排出目標の達成のためにCERを取得していることを受けて、意図的にCERの利用を認めない国が現れる可能性もある。2020年の排出目標のCERの利用を認めないことが、日本との交渉材料となる可能性があるためである。今後の交渉には、予想できない部分が多く残されている点には留意が必要であろう。

## (2)EUの影響力

今後の交渉において、京都議定書の改正手続きについても留意する必要性もある。改正議定書の発効が遅れると、EUも日本と同様にAAUが未発行で排出目標がないと見なされうる状況に陥るが、同時に、途上国にとってはCDMの需要を全て失うことを意味するためである。

京都議定書のもとでの排出目標が示された附属書Bの改正手続き(21条7項)では、改正された附属書Bの発効のためには、議定書の改正手続き(20条3項、4項)に示された条件に従うとされており、20条3項、4項では以下の手続きが示されている

20条3 締約国は、この議定書の改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。

コンセンサスのためのあらゆる努力にも拘わらず合意に達しない場合には、改正案は、最後の解決手段として、当該会合に出席しかつ投票する締約国の4分の3の多数による議決で採択する。(略)

4 改正の受諾書は、寄託者に寄託する。

3に従って採択された改正は、この議定書の締約国の少なくとも4分の3の受諾書を寄託者が受領した日の後90日目の日に、当該改正を受諾した締約国について効力を生ずる。(略) (IEEJ 訳)

ここで示されたように原則として全会一致で改正は採択されることになっているが、もし合意に達しない場合は、投票によって決定されることになる。現在、京都議定書の締約国は192カ国あるために、附属書Bの排出目標を設定されているEU及びその他の附属書I国(38ヶ国)が全て一致して投票したとしても、その他の途上国が全て改正に賛成すれば改正された附属書は採択されることになる。

しかし排出義務が設定される附属書I国からの書面による同意がなければ、当該附属書I国への義務は発生しないと21条7項では規定されているため、改正附属書が採択されても、義務を負うべき先進国から書面による同意を得られなくなる。このことを

踏まえると、今後の交渉においては、途上国としても改正議定書の批准に前向きな EU の見解を無視できないと思われ、EU にとって有利な内容で合意される可能性がある。

### (3) 今後の国際交渉への対応方針について

ヒアリングの中では、豪州、ニュージーランドなどの国とは共通の利害を持つことになる可能性が高いため、今後の交渉における両国との協調関係構築の重要性が指摘された。また、同時に上記のように解釈の仕方によっては、EU も同様に CDM の参加資格を失う可能性があることから、EU と協調する必要性も指摘される見解もあった。ただ、この点についてはヒアリングで聴取した専門家の間で見解が分かれ、EU については、日本と文脈が異なり、第 2 約束期間の改正京都議定書が暫定適用のもとでも適用可能であるため、協調する余地は少ないとの見解も示された。

途上国に対しては、CDM が途上国における地球温暖化対策を促進する制度である点を強調し理解を進める必要性が専門家から指摘された。例えば、京都議定書の 12 条においては、CDM の目的として途上国の持続可能な発展に貢献することが掲げられていることから、この内容を根拠として、日本の CDM 参加を正当化していく可能性が指摘された。ただ、この場合でも、ODA によっても同様な支援は可能であると反論される可能性がある。

そのため、今後の交渉の行方は予想できないものの、COP17 で合意されたダーバンプラットフォームにおいては、2020 年以降、途上国も排出削減に関する何らかの国際法上の義務を負うことが前提となっていることを強調する必要性が指摘された。ダーバンプラットフォームの交渉を念頭におけば、2013 年以降、途上国自身が地球温暖化対策を継続的に実施する必要がある、そのような途上国内の取組みを CDM を通じ実施するとの考え方もある。もし、日本などが CDM の利用を認められなければ、2013 年以降は急激に途上国への地球温暖化対策に関わる支援が減少することになり、途上国にとっては結果的に悪影響を及ぼす可能性（途上国における地球温暖化対策が停滞すること）もある。特に、先進国政府の財政状況が厳しい中では、ODA や様々な支援措置への資金拠出が限定的なものになる可能性がある中で、民間資金が活用可能な CDM の役割はその重要性を高めることになる。すなわち、先進国・途上国間における win-win な取り組みであることをお互いに再認識して、より CDM プロジェクトの活用が拡大するような制度構築に向けた議論を行う流れが必要となる。

さらに、今後、条約の下で進められる可能性のあるアカウンティングに関する規則作りの中で、2020 年以降の排出目標達成手段として CER の利用が認められるように交渉を進めていく必要もあるだろう。

### 3. 2013 年以降の予想される日本企業の CDM 利用

ここでは、これまでの分析結果を踏まえて、今後の日本企業における対応について

検討を行う。これまで述べてきたように、現状では、2013年以降の CDM 利用については不確実性が多く残っている。そのため、今後はどのような利用がありうるのか様々な状況を想定しながら検討する必要がある。

ここでは、今後における日本企業の CDM 利用について、第 1 約束期間のもとでの自主行動計画目標達成への利用と 2020 年に向けた低炭素社会実行計画の目標達成への利用の二つに分けて検討する。

#### (1)第 1 約束期間における排出目標

京都メカニズムの参加資格の解釈に幅があることで、第 1 約束期間(含、追加期間)における日本の遵守に対して CER を利用することの可否については、いくつか不確実な要素が残っている。しかし、各国の交渉担当者や UNFCCC における認識を踏まえると、利用が制限される可能性は低い。

前述のように、特に追加期間においては、京都議定書の 8 条で求められている専門家チームの審査結果の中で、AAU の未発行を基に遵守委員会による資格停止手続きが開始される可能性は少ない。当該審査手続きの実施が検討されるのは、他の締約国からの AAU の未発行を問題として遵守委員会に付託され場合であるが、こうした意図を持った締約国がどれだけあるか、現時点では不明である。AAU の未発行に基づき日本の CDM 参加資格を議論するのであれば、現状では他の附属書 I 国も全て参加資格を満たさないと判断される期間が生じる可能性がある。これらのことを考慮すると、改正議定書に対する批准の有無によって遵守委員会による資格停止手続きが実施される可能性は、当面の間は低いと思われる。

#### (2)2020 年の排出目標への利用

改正議定書を批准しないことで、日本が国として設けた 2020 年に向けた排出目標の達成に CER の利用が認められか否かは、今後の条約のもとでの議論を待つ必要がある。今後予想される様々なシナリオの中で現状では大きく二つの可能性が考えられる。

一つは、日本政府が保有する登録簿を利用し続けることである。この場合、原始取得による CER を登録し続けることは可能であると思われるが、IET を通じて日本の登録簿への海外登録簿からの CER の移転(もしくは移出)は認められない可能性がある点に留意が必要である。

二つ目は、海外の一部の国では、自国の企業や個人以外でも登録簿に口座を開設することを認めている場合があることから、これら海外の登録簿を利用することである。既に述べたように、イギリス、スイス、ニュージーランドでは外国企業あるいは外国人でも口座を開設することが可能である。これらの国の中でも、イギリスやスイスについては改

正義定書を批准する可能性が高いことから、2013年以降、追加期間の終了後も含めて、当該国の制度に変更がなければ、口座保有者は CER 取引への参加が認められる（ニュージーランドについては、日本と同様の状況におかれる可能性がある）。また、スイスについては、登録済みのプロジェクトについては海外の企業にも LOA を発行することから、スイス政府のもとでプロジェクトに参加し、2013年以降に発行される CER をスイスの登録簿を利用して原始取得することも可能と考えられる。しかし、海外の登録簿を活用した場合、国内における 2020 年の排出目標の達成に利用できるのか、不確実な部分が残っている。

無論、企業が CSR の一貫としてクレジットの償却・取消しなどを行い、自らの排出実績（インベントリ）の中での排出目標の達成に際して国内の登録簿あるいは海外の登録簿で取消した CER の利用を自己宣言することは可能である。こうした自己宣言による取組みを国の排出目標達成にどう反映させるかは、国の政策によって変わらう。

このような二つの可能性いずれについても、そもそも条約のもとでの議論の動向によっては、日本が 2020 年の排出目標の達成に CER の利用が認められない可能性が存在する点についても留意が必要である。国の政策は国際的な規則からも大きな影響を受けることから、今後の国際交渉、なかでも条約のもとでのアカウンティングの交渉については注意を払っていく必要があるだろう。同時に、自主的な活用を国内政策の中でどう位置づける（位置づけることができるか）については、その可能性も含めて、引き続き検討を行っていく必要があるだろう。

## 補足：京都メカニズムと遵守委員会における審査手続き

### 1. 遵守委員会による審査手続きが開始される手順

CDM を含む、共同実施、IET などの京都メカニズムを利用するためには、表1で示したような参加資格を満たす必要がある。これらの条件を満たしているか否かについては、京都議定書のもとに設けられた遵守委員会によって判断される。遵守委員会では、附属書 I 国の排出義務が遵守されているか否かだけでなく、附属書 I 国の京都メカニズム参加資格についても判断が下されることになっている。

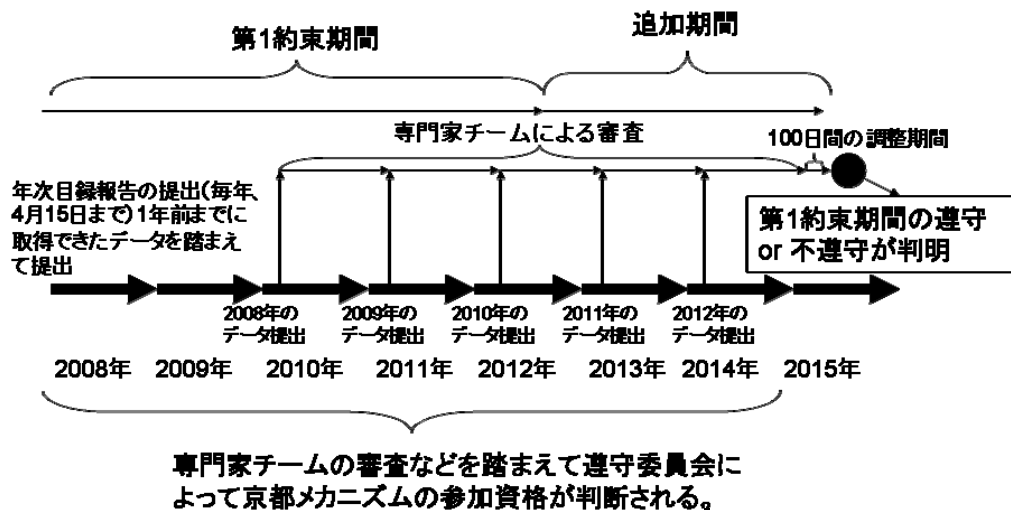
遵守委員会における審査手続きは、専門家チームの審査報告書の中に示された問題点、他の締約国からの疑義、締約国自身による自己申告によって開始される。これまでに 8 件の審査手続きが実施されているが、全てが専門家チームの審査報告書の中で、疑問が提示されたことを契機として実施されている。

この年次目録報告書は、条約 12 条で提出が求められている年次目録に京都議定

書3条1項に示された排出目標の達成に関連する補足情報を含んだものである。この年次目録は、毎年、4月15日までに提出することが求められており、提供する情報としては、1990年から提出日の1年前までに得られた情報(2012年の場合は、2011年までに得られた情報、つまり2010年の情報)が提供されることになる。

年次目録については、提出された後に、1年程度、専門家グループによる審査が行われるが、この中で京都メカニズムの参加資格に関わる問題が指摘される場合がある(例えば、GHG排出量の算出方法の問題など)。このような場合は、問題が指摘された旨、事務局を通じて遵守委員会に通知される。

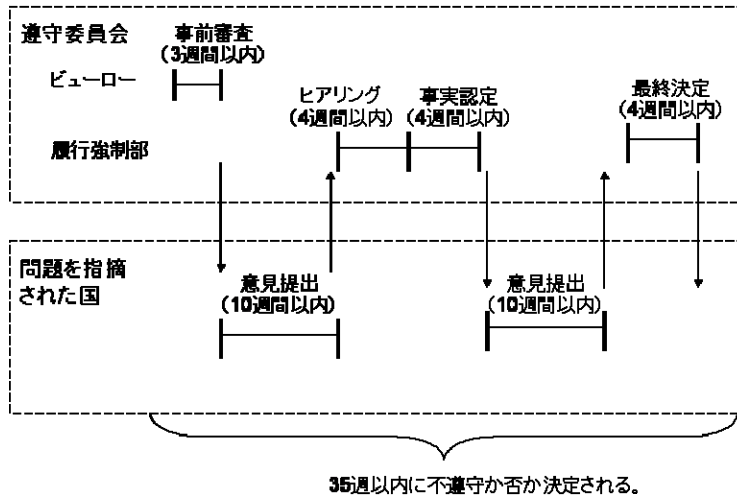
図1: 専門家チームの審査と遵守手続き



(出所:IEEJ 作成)

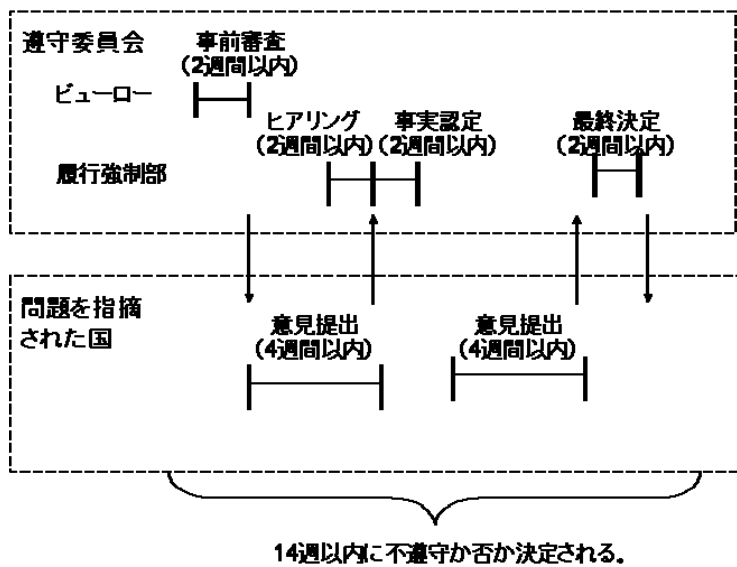
事務局からの通知を受けて遵守委員会での審査手続きが開始されるが、通常は、35週程度の時間を要する。ただし、京都メカニズム参加資格の停止に関する判断については、迅速な手続きを利用することも認められており、その迅速な審査手続きの場合は、最長でも問題が指摘されてから14週間以内に、遵守委員会の判断が示される。これらの遵守委員会での審査手続きの概要を示したのが図1、図2である。

図 1:通常の遵守委員会での審査手続き



(出典:IEEJ 作成)

図 2:迅速な審査手続きの場合の遵守委員会での手続き(京都メカニズム参加資格の審査のみ適用可能)



(出所:IEEJ 作成)

京都メカニズムの参加資格が満たされていないと判断された場合は、当該国の京都メカニズム活用が停止される。その結果は、CDM、JI、IET で異なる影響を生じる(表 2 参照)。一度、京都メカニズムの参加資格が停止された場合でも、停止された締約国が対策をとり、専門家チームによる審査と遵守委員会の審査を経て問題が解決されたと判断されれば、再び参加資格は回復される。

表 2: 京都メカニズムの参加資格が停止された場合の影響

CDM	CER の遵守への利用が認められない。原始取得は可能である。
JI	ホスト国が不遵守となった場合、表1のうち、a、b、そして d を満たしていれば、JI 監督委員会のもとで、排出削減量を確定させるトラック 2 の手続きをへた上で、ERU を発行し、買手に移転することができる。
IET	他国の登録簿との間でのクレジットの移転と取得は認められない。

(出典:IEEJ 作成)

#### 参考文献

Legal consideration relating to a possible gap between the first and subsequent commitment periods Note by the secretariat (FCCC/KP/AWG/2010/10)

高村ゆかり, “京都議定書第 2 約束期間に排出目標を設定しないことの法的含意”,  
IGES THE CLIMATE EDGE 2011

お問い合わせ: [report@tky.ieej.or.jp](mailto:report@tky.ieej.or.jp)